

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 9 号

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則（令和 2 年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 2 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。